

令和4年第4回広尾町議会定例会 第1号

令和4年12月6日（火曜日）

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 諸般の報告
- 3 会期の決定について
- 4 総務常任委員会報告
- 5 産業常任委員会報告
- 6 行政報告
- 7 教育行政報告
- 8 同意第 3号 広尾町公平委員会委員の選任について
- 9 同意第 4号 広尾町公平委員会委員の選任について
- 10 議案第81号 財産の処分について
- 11 議案第82号 地方独立行政法人広尾町国民健康保険病院第2期中期目標について
- 12 議案第83号 広尾町過疎地域持続的発展市町村計画の変更について
- 13 議案第84号 広尾町医療技術者等修学資金貸付条例の制定について
- 14 議案第85号 職員の定年等に関する条例の一部改正について
- 15 議案第86号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 16 議案第87号 広尾町乳幼児及び児童医療費助成事業に関する条例の一部改正について
- 17 議案第88号 広尾町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部改正について
- 18 議案第89号 広尾町下水道事業の設置等に関する条例の制定について
- 19 議案第90号 広尾町下水道事業の剰余金の処分等に関する条例の制定について
- 20 議案第91号 広尾町水道事業の設置等に関する条例の一部改正について
- 21 議案第92号 広尾町水道事業給水管理条例の一部改正について

○出席議員（11名）

- | | |
|------------|-----------|
| 1番 松田 健司 | 2番 浜野 隆 |
| 3番 萬亀山 ちず子 | 4番 前崎 茂 |
| 6番 志村 國昭 | 7番 星加 廣保 |
| 9番 渡辺 富久馬 | 10番 小田 雅二 |
| 11番 旗手 恵子 | 12番 山谷 照夫 |
| 13番 堀田 成郎 | |

○欠席議員（1名）

5番 北藤利通

○出席説明員

町	長	村	瀬	優
副町	長	田	中	靖章
会計管理者		山	崎	勝彦
兼出納室長		山	崎	勝彦
総務課長		山	岸	直宏
総務課長補佐		柏	崎	弥香子
併総務課参事		西	内	努
併総務課主幹		木	幡	幸雄
併総務課主幹		木	村	正樹
併総務課主幹		坂	田	邦昭
企画課長		及	川	隆之
企画課長補佐		鎌	田	慎美
住民課長		楠	本	直央
住民課長補佐		村	中	晃子
兼住民課長補佐		三	浦	直大
保健福祉課長		宝	泉	一也
保健福祉課参事		宝	泉	一也
兼老人福祉センター所長		村	上	洋子
地域包括支援センター長		保	坂	一也
兼健康管理センター長		三	浦	直子
健康管理センター次長		浜	頭	力
保健福祉課子育て支援室長		佐	藤	清美
子育て世代包括支援センター長		西	脇	優子
認定こども園ひろお保育園長		佐々	木	みゆき
認定こども園ひろお保育園副園長		佐々	木	みゆき
兼豊似保育所長		金	石	輝義
特別養護老人ホーム所長		金	石	輝義
兼養護老人ホーム所長		平		浩則
農林課長		平		浩則
兼町営牧場長		室	谷	直宏
水産商工観光課長				

建設水道課長	寺井	真
建設水道課長補佐	三上昌	樹
建設水道課長補佐	川崎幸	一
兼下水終末処理センター長	寺井	真
港湾課長	安岡伸	弘
港湾課長補佐	須田圭	一

〈教育委員会〉

教 育 長	菅原康	博
管 理 課 長	山畑裕	貴
管 理 課 長 補 佐	三浦弘	樹
学校給食センター所長	山岸達	也
社会教育課長	沖田一	美
兼 図 書 館 長	沖田一	美
兼 海 洋 博 物 館 長	沖田一	美

〈選挙管理委員会〉

委 員 長	辻田廣	行
併 書 記 長	山岸直	宏

〈監査委員〉

代 表 監 査 委 員	大林	忠
併 書 記 長	白石晃	基

〈公平委員会〉

委 員 長	木下利	夫
併 書 記 長	山岸直	宏

〈農業委員会〉

会 長	今村弘	美
事 務 局 長	森谷	亨

○出席事務局職員

事 務 局 長	白石晃	基
事 務 局 次 長	佐藤直	美
総 務 係 主 事	浅野愛	海

◎開会の宣告

- 1、議長（堀田） ただいまから、令和4年第4回広尾町議会定例会を開会します。
直ちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

- 1、議長（堀田） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、2番、浜野隆議員、7番、星加廣保議員を指名します。

◎日程第2 諸般の報告

- 1、議長（堀田） 日程第2、諸般の報告を行います。
議員の出欠ではありますが、5番、北藤利通議員より欠席の届出があります。
12月1日に議会運営委員会が開催され、報告書はお手元に配付しておりますので、委員会報告は省略します。
次に、議会の動向ですが、各自お手元に配付しておりますので、後ほどご覧いただきたいと思えます。
次に、本定例会に町長から同意2件、議案21件を受理しております。また、議会から意見書案1件を受理しております。
次に、説明員の出席につきましては、別紙一覧表のとおり委任・嘱託の申出のあった関係者の出席を求めています。
次に、監査委員より令和4年8月から10月までの例月出納検査の報告があり、報告書は各自お手元に配付しておりますので、後ほどご覧いただきたいと思えます。
また、一部事務組合議会の報告につきましても配付しておりますので、ご覧いただきたいと思えます。
一般質問は、4人の議員から通告があり、12月8日に行います。
以上で、諸般の報告を終わります。

◎日程第3 会期の決定について

- 1、議長（堀田） 日程第3、会期の決定についてを議題とします。
この件は、さきに議会運営委員会が開催され、審査結果については配付した報告書のとおりであります。本件に対する委員会の報告は、本日6日から12月9日までの4日間とするものです。
お諮りします。委員会の報告のとおり会期は本日6日から9日までの4日間にしたいと思います。が、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日6日から12月9日までの4日間とすることに決しました。

◎日程第4 総務常任委員会報告

1、議長（堀田） 日程第4、総務常任委員会報告を行います。

本報告は所管事務調査であり、報告書は配付している定例会報告書19ページです。

ここで、委員長の報告を求めます。

総務常任委員会委員長、前崎茂議員、登壇の上、報告願います。

1、総務常任委員会委員長（前崎） 総務常任委員会所管事務調査報告を行います。

令和4年第3回定例会で承認を得た所管事務調査を下記のとおり実施したので、会議規則第77条の規定により報告をいたします。

記。

1として、委員会の開催状況は、(1)、開催日、令和4年11月2日水曜日です。

(2)以下は、記載のとおりであります。

2の調査の内容です。

(1)、広尾町介護保険事業計画・障害者計画の進捗状況について。

広尾町高齢者保健福祉計画・広尾町介護保険事業計画の進捗状況について、資料に基づき説明を受けた。

1)、広尾町高齢者保健福祉計画・広尾町介護保険事業計画。

介護保険事業計画は、「3年を1期」として策定しており、介護保険制度が平成12年度から第1期としてスタートし、令和3年度から令和5年度までを第8期としている。

団塊の世代が後期高齢者となる令和7年及び現役世代が急減する令和22年を見据えた人口推計から、介護需要に対する基本理念を掲げて計画的に取り組んでいるとのことであった。

①、基本理念1。

まち全体で健康寿命を延ばし、自分らしい生活を人生の最期までおくることができる広尾町。

②、基本理念2。

多様なネットワークを築き、見守り・支え合える広尾町。

③、基本理念3。

医療や介護が必要となっても療養・ケア・暮らしの場所について、誰もが選択と意思決定ができる広尾町。

④、認定者数、認定率の推移。

認定者数は、令和4年3月末で405人、認定率は15.7%と北海道の20.5%から約5ポイント低くなっている。また、令和元年3月末の認定者数は402人、認定率は15.5%と微増となっている。

⑤、介護保険料の推移。

第8期の介護保険料は4,400円と、管内で1番、道内で7番目の低い位置にある。

⑥、介護保険特別会計の収支。

令和3年度の歳入合計は、記載のとおりであります。

⑦、介護保険事業計画の進捗状況について。

令和3年度の「地域密着型サービス」の要支援1・2の方に対する介護予防給付のうち「認知症対応型共同生活介護」の利用者は1人、要介護1から5までの利用者は28人となっている。

「小規模多機能型居宅介護」の利用者は、要支援1・2の方は3人、要介護1から5までの利用者は22人となっている。

2)、広尾町障害者計画の進捗状況。

①、特定非営利活動法人「の一まひろお」。

現地視察をし、施設運営に係る説明を受けた。

主な沿革については、記載のとおりであります。

②、事業内容。

障がい者の日常生活、社会生活を総合的に支援する生活支援、相談支援、障がい者福祉サービス事業（指定就労継続支援B型事業）及び児童等放課後デイサービス事業を行っています。

生活介護、就労継続支援B型、放課後等デイサービスについては、記載のとおりであります。

③、運営における課題と町の対応。

「ゆうゆう舎」が運営する3事業において、将来的に利用者が町外の施設、事業所に移籍するなど利用者減に伴う介護報酬額の減少が見込まれる。また、職員が高齢化しているために新たな人材確保が必要となってくるが、給与面における処遇改善が課題となる。

そのため、町として当該事業所の職員給与の処遇改善に係る費用について財政支援を検討しているとのことである。

主な質疑の内容であります。

委員からは、放課後等デイサービスの定員が10人のところ、利用者は令和2年度が4人、3年度が7人、4年度が6人と計画を下回っているが、今後の利用者の見通しは。

町の説明であります。当該事業は、障がいのある児童が利用する観点から、事業者の努力で利用者確保できないので、具体的に利用を見込むことは困難性があるものと解する。

委員、就労支援の委託事業の売上げ等が1,100万円となっているが、従前から比しての伸長率、また、利益額は。

町の説明。委託事業の売上等は、従前から1,100万円程度である。そのうち、パンの売上げは約660万円で、経費を差し引いた利益は約30万円である。パンの製造に従事する利用者の工賃は、その収益に左右されるものではない。

委員から、生活介護の定員が6人のところ4人の利用者となっているが、看護師の配置が必要とのことであるが、現在の状況は。

現在、1人の看護師が配置されているが、今後は継続的に配置していくことが課題であると考えている。

委員から、現在の正職員、臨時職員、パート等の職員の配置状況は。

町の説明。正職員6人、臨時職員7人のうち6人がパート職員となっている。この事業を持続可能にしていくためには、人材確保が重要な課題であると認識している。そのためにも、給与面での処遇改善が必要と考えられる。町としても処遇改善に係る費用の財政支援を検討している。

委員から、旧林業振興センターから現在地に移転されたが、パンの販売等、町民との触れ合う機会は増したと思うが、それ以外での町民と利用者との触れ合う機会は。

町の説明。町が委託している「地域活動支援センター事業」で町民と触れ合う機会を設けている。新築移転した大きな目的として、地域における触れ合いであることから、現施設を活用したイベントの開催など、新たな形で地域との交流が深まることを期待している。

以上であります。

1、議長（堀田） 以上で、報告を終わります。

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

別になければ、質疑を終結します。

以上で、総務常任委員会報告を終わります。

◎日程第5 産業常任委員会報告

1、議長（堀田） 日程第5、産業常任委員会報告を行います。

本報告は所管事務調査であり、報告書は配付している定例会報告書23ページです。

ここで、委員長の報告を求めます。

産業常任委員会委員長、小田雅二議員、登壇の上、報告願います。

1、産業常任委員会委員長（小田） 産業常任委員会所管事務調査報告を行います。

令和4年第3回定例会で承認を得た所管事務調査を実施しましたので、会議規則第77条の規定により報告させていただきます。

委員会の開催状況ではありますが、開催日は令和4年10月31日より11月1日であります。

開催場所から出席議会事務局職員までは記載のとおりですので、省略させていただきます。

調査の内容であります。

釣り文化振興モデル港の運営状況についてでありまして、苫小牧港管理組合にて調査を行いました。

釣り文化振興モデル港とは、そもそも国土交通省港湾局の管轄で、観光資源としての港湾における釣り施設や既存の防波堤等の利活用が進められており、地域の関係者による地方創生を目的とした釣り文化振興の取組が進められている港湾を「モデル港」とする。このための指定要件は、「釣りによる地域創生・地域活性化を図るといふ地域の意向があること」「釣り客の需要が一定程度見込まれること」、そして「釣果が見込まれる防波堤などの港湾施設等があること」、そして「地元関係者から成る協議会が組織されていること」、そして「安全対策が十分に取られていること」であります。

この設置目的の背景や経緯については、防波堤の立入禁止規制を強化するよりも、むしろ安全管理の徹底で立入禁止としている防波堤での事故を減らせると考え、国土交通省が策定した「防波堤の多目的使用に関するガイドライン」に基づいて、防波堤の釣り場開放に向け、協議会の立ち上げとなったわけであります。

協議会のメンバーは、北海道開発局、苫小牧市、海上保安署や消防本部等の関係する官公庁のほか、日本釣振興会や北海道釣魚連盟、釣具店の釣り団体、地元漁業協同組合等であります。

施設の概要ですが、一本防波堤と呼ばれるところでありまして、全体の長さが約1キロ、そして開放延長は500メートル、管理棟が1棟ありまして、駐車場は100台が止まることができます。固定はしごは3か所あり、縄はしごが5か所、そして浮き輪が8基、救命ボートも1隻あります。この施設については、日本釣振興会と苫小牧港湾管理組合でそれぞれ分担して整備されたようでありませ

す。営業の状況であります。主体は、一般社団法人苫小牧港釣り文化振興協会でありまして、非営利型で、役員5名、スタッフ12名であります。運営時の監視体制については、監視員が3名、駐車場1名、管理棟常駐が1名であります。

期間は、4月23日からスタートしまして10月31日までの土日・祝日、これは令和4年度分でありませ

ますが、令和5年度については、3月1日から10月31日までの土日・祝日を予定しているようでありませ

ます。そして、朝6時から夕方5時前後であります。

利用者数は、4月から9月までの6か月間の中で、これは土日・祝日でありませ

ますが、46日ありまして、そこで2,354人の利用者があったということでありませ

す。入場料は、大人1,000円、中高生500円、小学生300円、駐車料金は1台500円。イベントも行われており、投げ釣り大会、そして夏休み親子釣り教室、そして一本防波堤開放記念釣り大会というのが10月に行われたようでありませ

す。次に、オートキャンプ場の施設及び運営状況について報告します。

これはオートリゾート苫小牧アルテンというキャンプ場でありまして、この目的と経緯については、昭和60年代に入り、車社会の高度化、余暇時間の拡大、そしてアウトドアへの志向が高まる中、昭和63年に北海道開発庁が「オートリゾートネットワーク構想」を提唱しまして、その内容は「自然環境と調和した野外活動」「健康維持」「家族団らん・自然観察」等を目指しておりました。このため、苫小牧市は、新しいタイプのレクリエーション基地の建設に積極的に取り組み、基本構想・基本計画を策定し、事業は北海道開発庁でありまして、提唱事業の第1号として進められた公園面積236ヘクタールのうち45ヘクタールをオートリゾート開発地域としました。

建設の歩みについては、昭和50年に錦大沼公園というところがこの近くにありまして、その基本

計画が策定され、都市計画決定（広域公園）について、206.3ヘクタールということでありませ

されました。そして、平成4年にオートキャンプ場が80サイトで営業開始され、71のサイトが翌年に増設され、あとは平成6年に日本オートキャンプ場協会から5つ星の認定を受け、レストハウス、そしてパークゴルフ場も完成しました。平成7年には58のサイトが増設され、合計209となりまして、キャビンも10棟、そしてバンガローも5棟完成しました。平成8年にはキャンプサイトが209、コテージが28棟で合計237サイトでの全面オープンがされました。そして、平成11年には、ゆのみの湯という温浴施設がオープンし、平成14年にはロフトハウス3棟、そして平成15年にはデッキハウス2棟完成、そしてまた、ゆのみの湯もリニューアルされました。平成29年にはオートキャンプ場開業25周年となり、令和3年にはワーケーション用のWi-Fi環境も整備され、今年、令和4年においてはオートキャンプ場の開業30周年となったわけであります。

入場者数については、この3か年は3万8,000人、3万6,000人、そして今年は過去最高の4万9,400人の来場者となる予定であります。また、来年も某自動車メーカーによる、この地域の貸切りも予定されているということであります。

現場視察にかなり時間を取って見回りさせていただきました。そして、広大な敷地内の建物やサイトの状況をつぶさに見て歩くことができまして、いかにも北海道有数のキャンプ場であることを実感させていただきました。

また、当日は温泉利用の来場者も多く見受けられまして、冬場の閑散期を物ともしない力強さといえますか、この事業の成功の中で行われているということでも実感しました。

以上、報告とします。

1、議長（堀田） 以上で、報告を終わります。

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

別になければ、質疑を終結します。

以上で、産業常任委員会報告を終わります。

◎日程第6 行政報告

1、議長（堀田） 日程第6、行政報告を行います。

町長から行政報告の申出がありますので、発言を許します。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 令和4年第4回広尾町議会定例会にご参集いただきまして、ありがとうございます。

行政報告をさせていただきます。

12月11日開催予定の第53回広尾毛がにまつりにつきましては、毛ガニの極端な不漁により、祭りのメインとなる毛ガニの大釜ゆでを実施する見通しが立たないため、観光協会で協議した結果、来場者への誤解を招かないよう、名称を「広尾まんぷくまつり」へ変更することにしました。

祭りは、開催時間を1時間短縮することや毛ガニの早食い競争を毛ガニの重量当てクイズに変更するなど、新型コロナウイルス感染対策を実施して開催いたします。

以上、行政報告とさせていただきます。

1、議長（堀田） 以上で、行政報告を終わります。

◎日程第7 教育行政報告

1、議長（堀田） 日程第7、教育行政報告を行います。

教育長から教育行政報告の申出がありますので、発言を許します。

菅原教育長、登壇願います。

1、教育長（菅原） 新型コロナウイルス感染症による小学校の学校閉鎖について、教育行政報告をさせていただきます。

12月5日豊似小学校の児童4名の新型コロナウイルス感染を確認いたしました。感染が確認された児童のほかにも、複数名の児童が風邪症状で学校を休んでおり、児童全体の40%以上が欠席をしている状況にあります。このため、同校を明日12月7日から11日までの5日間、学校を閉鎖することといたしました。

以上、教育行政報告とさせていただきます。

1、議長（堀田） 以上で、教育行政報告を終わります。

ただいまの行政報告及び教育行政報告に対する質問は8日の一般質問時に発言を許しますので、本日の午後3時までに具体的内容を記載した文書をもって通告を願います。

◎日程第8 同意第3号

1、議長（堀田） 日程第8、同意第3号 広尾町公平委員会委員の選任についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 同意第3号 広尾町公平委員会委員の選任について提案理由を申し上げます。

現在、広尾町公平委員会委員であります高坂光則氏が本年12月17日をもって任期満了となりますが、引き続き同氏を公平委員会委員に選任いたしたく、地方公務員法第9条の2第2項の規定により議会の同意をお願いするものであります。

高坂氏は、昭和23年5月に広尾町でお生まれになり、町内で薬局を経営、現在は経営を譲られておりますが、引き続き同薬局で業務をしております。高坂氏は、社会福祉協議会評議員、地域包括支援センター運営協議会委員のほか、学校薬剤師、学校保健会副会長、体育連盟会長など本町の社会福祉及び教育振興にご尽力いただいているほか、平成3年から26年間、商工会理事としてもご活

躍をされております。高潔温厚で責任感あふれる人格に加え、地方行政にも高い識見を有しておられることから、公平委員会委員として適任であると考え、提案させていただきました。

ご同意方よろしくお願ひ申し上げます。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

本件は人事案件でありますので、広尾町議会の運営に関する基準に基づき、質疑及び討論を省略します。

これより同意第3号 広尾町公平委員会委員の選任についてを採決します。

お諮りします。本件は、提案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本件は同意することに決しました。

◎日程第9 同意第4号

1、議長（堀田） 日程第9、同意第4号 広尾町公平委員会委員の選任についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長、登壇願ひます。

1、町長（村瀬） 同意第4号 広尾町公平委員会委員の選任について提案理由を申し上げます。

現在、広尾町公平委員会委員であります木下利夫氏が本年12月17日をもって任期満了となります。木下氏には、平成22年12月から12年にわたり公平委員会委員としてご尽力いただきました。この場をお借りして厚くお礼申し上げるところであります。

木下氏の後任の委員として、広尾郡広尾町紅葉通北1丁目7番地5にお住まいの松田哲典氏を選任いたしたく、地方公務員法第9条の2第2項の規定により議会の同意をお願いするものであります。

松田氏は、昭和35年8月に福岡県でお生まれになり、現在62歳であります。松田氏は、広島大学をご卒業後、昭和58年に林野庁に奉職されましたが、平成11年3月に退職、同年5月に広尾町職員に採用となり、農林課長、総務課参事を歴任し、平成31年3月に退職されました。この間20年にわたり、本町の自治振興にご尽力をいただいております。高潔温厚で責任感のある人格に加え、地方行政にも高い識見を有しておられることから、公平委員会委員として適任であると考え、提案させていただきました。

ご同意方よろしくお願ひ申し上げます。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

本件は人事案件でありますので、広尾町議会の運営に関する基準に基づき、質疑及び討論を省略します。

これより同意第4号 広尾町公平委員会委員の選任についてを採決します。
お諮りします。本件は、提案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本件は同意することに決しました。

◎日程第10 議案第81号

1、議長(堀田) 日程第10、議案第81号 財産の処分についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長(村瀬) 議案第81号 財産の処分について提案理由を申し上げます。

今回処分しようとする財産は、北海道開発局が施工する高規格幹線道路大樹広尾道路工事に必要な事業用地であり、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

処分財産の内容であります。

所在地は、広尾郡広尾町字紋別314番1。

地目は山林。

地積は4万2,117.41平方メートル、

売却価格877万8,457円。

売却の相手方は、支出負担行為担当官帯広開発建設部長、小林幹男氏であります。

なお、議案説明資料に位置図を添付しておりますので、お目通しを願います。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。議決方よろしくお願い申し上げます。

1、議長(堀田) これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本案に対する質疑の発言を許します。

(「なし」の声あり)

別になければ、以上で質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより議案第81号 財産の処分についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第82号

1、議長（堀田） 日程第11、議案第82号 地方独立行政法人広尾町国民健康保険病院第2期中期目標についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 議案第82号 地方独立行政法人広尾町国民健康保険病院第2期中期目標について提案理由を申し上げます。

本案は、地方独立行政法人広尾町国民健康保険病院第2期中期目標を定めるに当たり、地方独立行政法人法第25条第3項の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

本目標は、令和5年から8年までの4年間において、当該国保病院が達成すべき業務運営に関する目標を定め、当該法人に指示するものであります。

策定に当たりましては、パブリックコメントの募集を実施したほか、外部の有識者で構成する評価委員会の意見もいただいたところであります。

お手元の議案資料をお願いいたします。

議案資料の2ページであります。

第1期中期目標から変更した主な内容について説明をいたします。

3ページの下段であります。

地域医療の維持におきまして、入院病床は48床を維持としていましたが、48床を基本としつつ、適正な病床数を確保するとともに、病床区分は地域の医療ニーズや患者の実態に応じて見直すこととしております。

次、4ページの上段であります。

町民から要望がありました人工透析の治療体制を中期目標期間中に構築したいとするものであります。

次に、5ページの上段です。

災害対応力の充実強化として、今般の新型コロナウイルス感染症対応についても町民の医療確保に努めることとしております。

次、飛んでいただきまして、11ページであります。

財務内容の改善では、収入の確保について、入院病床数は適正な病床数を確保し、病床区分もニーズや実態に応じて見直しすることとしており、病床利用率の数値目標を変更しております。

また、第1期中期目標で達成した災害時における事業継続計画やコンプライアンスの内部規定及びプロパー職員も採用していることから、第2期中期目標から削除しております。

以上が主な内容であります。よろしくお願いを申し上げます。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本案に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

別になければ、以上で質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより議案第82号 地方独立行政法人広尾町国民健康保険病院第2期中期目標についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第83号

1、議長（堀田） 日程第12、議案第83号 広尾町過疎地域持続的発展市町村計画の変更についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 議案第83号 広尾町過疎地域持続的発展市町村計画の変更について提案理由を申し上げます。

本案は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第1項の規定に基づき策定した広尾町過疎地域持続的発展市町村計画を変更するに当たり、北海道が定める当計画事務処理要領に基づき、議会の議決を求めるものであります。

変更の内容であります。過疎計画は公共施設管理計画と整合性を図って策定することとしており、本年9月に行った広尾町公共施設等総合管理計画の改訂に伴い、過疎計画へ引用している記載内容を変更するものであります。

変更後の計画であります。お手元の別紙資料でお示しをされているところであります。

なお、計画の変更につきましては、既に北海道との事前協議が調っているところであり、議決後は総務大臣、農林水産大臣、国土交通大臣ほか4大臣に提出する運びとなっているところであります。

以上、提案理由とさせていただきます。議決方よろしくお願い申し上げます。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本案に対する質疑の発言を許します。

(「なし」の声あり)

別になければ、以上で質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより議案第83号 広尾町過疎地域持続的発展市町村計画の変更についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第84号

1、議長(堀田) 日程第13、議案第84号 広尾町医療技術者等修学資金貸付条例の制定についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長(村瀬) 議案第84号 広尾町医療技術者等修学資金貸付条例の制定について提案理由を申し上げます。

本案は、医療や介護の従事者の不足が課題となっている中、町民の方々の健康、子育て、介護福祉の維持増進と医療や介護などの分野における人材の確保を図ることを目的とし、将来看護師や介護福祉士などとして、広尾町または広尾町内の医療機関などで勤務を希望する学生に対し、資格を取得するための修学資金の貸付制度を創設するに当たり、新たに条例を制定するものであります。

詳細につきましては、担当課長より補足説明いたさせますので、議決方よろしく願い申し上げます。

1、議長(堀田) 次に、補足説明をさせます。

宝泉保健福祉課長。

1、保健福祉課長(宝泉) それでは、議案第84号について補足説明をさせていただきます。

議案資料の13ページをご覧ください。

医療技術者等修学資金貸付事業についてです。

初めに、1の目的、条例第1条につきましては、将来広尾町または広尾町内の医療機関等に医療技術者等として勤務を希望される方に対しまして、資格を取得するための修学資金を貸付けし、も

って町民の皆さんの健康、子育て、介護福祉の維持及び増進並びに医療技術者等の確保を図ることを目的とするものです。

次に、2の用語の定義、条例第2条につきまして、(1)の医療機関等につきましては、医療法による病院と診療所で、国保病院と町内2つのクリニックがこれに当たります。また、社会福祉法による社会福祉事業を行う事業所につきましては、福祉、介護、障がい、子育ての分野における事業を行う事業所を示し、本町では社会福祉協議会、介護サービス事業所、多機能型事業所などが該当します。

(2)の医療技術者等の範囲につきましては、保健師、看護師、准看護師、保育士、社会福祉士、介護福祉士とするものです。

続いて、3の貸付対象者、条例第3条につきまして、(1)は将来保健師として広尾町に勤務しようとする方で、健康管理センターなど役場で勤務されることを想定しております。

(2)は、将来看護師として広尾町または広尾町内の医療機関等に勤務しようとする方で、養護老人ホームや特別養護老人ホーム、国保病院、クリニックつつみ、広尾ファミリークリニック、社会福祉協議会などで勤務されることを想定しております。

(3)は、将来准看護師として広尾町または広尾町内の医療機関等に勤務しようとする方でございます。

次のページ、14ページをご覧ください。

(4)は、将来保育士として広尾町または広尾町内の医療機関等に勤務しようとする方で、保育園や保育所のほか、多機能型事業所ゆうゆう舎で勤務されることを想定しております。

(5)は、将来社会福祉士または介護福祉士として広尾町または広尾町内の医療機関等に勤務しようとする方で、役場保健福祉課、養護老人ホームや特別養護老人ホームのほか、社会福祉協議会、グループホーム広尾、ケアハウスグランパランHIROO、多機能型事業所ゆうゆう舎などで勤務されることを想定しております。

続いて、4の貸付金額、条例第4条につきましては、①の保健師と看護師が月額10万円以内、②の准看護師、保育士などが月額5万円以内で、いずれも無利子とするものでございます。

次に、5の返還の債務の免除、条例第8条についてですが、①の保健師と看護師につきましては、広尾町または広尾町内の医療機関等に修学資金の貸付けを受けた期間の1.5倍に相当する期間勤務した場合に、その返還金の全部を免除するものです。

②の准看護師、保育士などにつきましては、修学資金の貸付けを受けた期間の2倍に相当する期間勤務した場合に返還金の全部を免除するもので、本条例第8条の返還債務の免除につきましては、広尾町内での勤務を要件に返還債務を免除するというインセンティブをもって人材の確保を図るもので、本事業の核心となる規定でございます。

次のページ、15ページの6の返還の方法、7の返還の債務の履行の猶予、8の返還の債務の減免につきましては、それぞれ記載のとおりでございます。

なお、附則におきまして、本条例の施行日を令和5年4月1日とし、この修学資金貸付事業は、令和5年度からの実施を予定しております。

補足説明は以上です。よろしくお願ひいたします。

- 1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。
これより質疑に入ります。本案に対する質疑の発言を許します。
4番、前崎議員。

1、4番（前崎） ただいまの説明の中で、この資料に記載しておりますけれども、議案資料の14ページに、まず1点目は貸付金額の関係なのですけれども、保健師、看護師は月額10万円、准看護師、保育士等については月額5万円ということで、2倍の開きがあるのですけれども、当然大学等に行く場合は授業料、生活費含めて相当の金額がかかるわけですが、この格差の理由についてご説明いただきたいと思ひます。

それから、2点目ですけれども、同じ14ページの5の返還の債務の免除の関係ですけれども、保健師、看護師については、貸付けを受けた期間の1.5倍に相当する期間、それから②の准看護師、保育士等は、貸付けを受けた期間の2倍に相当する期間ということで、保健師と看護師と准看護師と保育士等については、期間の担保にそれぞれ差違があるわけですけれども、いわゆる公平性を担保する観点から、どういった理由でこういった差をつけられたのか、ご説明いただきたいと思ひます。

それから、15ページの返還の方法なのですけれども、学校または養成所を卒業後3年以内に修学資金の総額を返還とあります。基本的には将来広尾町に勤務する方に貸し付けるということでありまふけれども、仮に3年以内にいろんな事情があつて町の施設等に勤務できない場合については、この項目に該当するかと思ひますけれども、卒業後3年以内にお金を借りた総額を返還するというふうに規定されておりますけれども、一般的に大学生等については、奨学資金をお借りした場合、大体返還可能な月数万円程度で、返還期間も20年程度というふうに普通設定されておりますけれども、この文面でいくと3年以内に全額を返すということなのですけれども、この辺の緩和措置はどのように考へているのか、併せてご説明いただきたいと思ひます。

- 1、議長（堀田） 宝泉保健福祉課長。

1、保健福祉課長（宝泉） まず、1点目の貸付金額についてですけれども、ご説明したとおり、保健師、看護師については月額10万円以内、それ以外の資格を有する方は5万円以内ということで、この貸付金額の差の関係ですけれども、やはり保健師、看護師、特に保健師は今、4年制の大学に行つて資格を取られる方が多い傾向にあるということで、どうしても学費等がかかることが考へられますので、特にここで保健師と看護師についてはそれに応じた、それを満足できる貸付金額としました。

それから、また、この10万円と5万円の設定については、先行している管内の貸付事業を行つている自治体の設定金額も参酌して決定したところでございます。

それから、2点目の返還債務の免除について、資格取得後に広尾町または広尾町内で勤務した勤

務の長さ、これによって返還金の全部を免除するという規定でございますけれども、これにつきましても、保健師と看護師につきましては1.5倍ということ、それ以外は2倍ということなのですけれども、先ほども説明しましたけれども、保健師はやはり4年制の大学に行かれる傾向があるということで、修学期間が保健師とそれから看護師については他の資格を有する者と比較してその修学期間が長いことが想定されますので、1.5倍にしました。

それから、反対に准看護師、保育士等につきましては、それから介護福祉士もそうなのですけれども、専門学校等で資格取得される方もいらっしゃいますので、修学期間が短いということで、これを1.5倍にすると、またこちらで要件として勤務していただく期間がちょっと短くなるものですから、この点については1.5倍にして、2倍と1.5倍という差をつけて設定したところでございます。

それから、3点目、返還の方法、第9条で、学校または養成所を卒業後3年以内に返還ということで、これはあくまでも貸付けをして資格取得後に広尾町または広尾町内で勤務していただくことを目的とした制度でございますので、今、議員、例に挙げられました一般的な奨学金とは性格を異にすると考えております。それで、申請したときに広尾町または広尾町内で働くという誓約書も頂きます。当然なのですけれども、にもかかわらず何らかの理由で勤務されなかった場合は返還していただく。それで、この3年以内というのは、先ほども説明しましたけれども、先行している他の自治体の制度、これも参酌しまして3年間という期間を設定したところでございます。

以上です。

1、議長（堀田） 暫時休憩します。

午前10時50分 休憩

午前10時50分 再開

再開します。

休憩します。

午前10時50分 休憩

午前11時00分 再開

再開します。

質疑を続行します。

4番、前崎議員。

1、4番（前崎） 先ほどの保健師、看護師10万円あるいは貸付けを受けた期間の1.5倍に相当する期間を勤務した場合返還金を免除するというので、例えば准看護師、保育士等については、短期大学とかそういう形で短い期間の方もありますけれども、例えばこの中でも社会福祉士については

短期大学もありますけれども、四大の卒業の中で資格取得される方もいるかと思うのです。そういった意味で見ると、それぞれ貸付金額にしても、いわゆる貸付けを受けた期間の1.5倍と2倍に相当する勤務期間といえますか、差違がありますけれども、その点もう少し詳しくご説明いただきたいと思えます。

あと、この条文の中に第3条に(1)から(5)までありますけれども、例えば(1)では将来保健師として広尾町に勤務しようとする者、(2)が将来看護師として、(3)以降もそれぞれ書いてありますけれども、将来、広尾町の看護師や保健師として勤務するということですが、当然そういう意思のある方に広尾町が貸付けするという大前提なのでしょうけれども、例えば先ほどの卒業後3年以内の返還についてなのですけれども、この将来という定義と卒業後3年以内に返還という部分で整合性をどのように図られるのか、それについてもご説明をいただきたいと思えます。

1、議長（堀田） 宝泉保健福祉課長。

1、保健福祉課長（宝泉） 初めに1点目ですけれども、先ほど貸付金額、それから貸付期間の差を設けて設定したことにつきましては説明したとおりですけれども、補足というか、加えさせていただきますと、例えば貸付金額について保健師、看護師は10万円については、やはり特に本町のみならず、全体の社会的な問題として看護師等が不足しているということで、そういった資格を持っている人材を確保したいという気持ちもございます。よって、貸付金額を増やすことによって、より魅力的な制度にしたいという気持ちもございます。

それから、2点目なのですけれども、将来、例えば看護師、保健師として広尾町または広尾町内に勤務するということにつきましては、修学されて資格を取られて、卒業後直ちに広尾町または広尾町内の医療機関等に勤務していただくということを想定しております。

以上です。

1、議長（堀田） ほかに。

（「なし」の声あり）

別になければ、以上で質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより議案第84号 広尾町医療技術者等修学資金貸付条例の制定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第85号～日程第15 議案第86号

1、議長（堀田） 日程第14、議案第85号 職員の定年等に関する条例の一部改正についてと日程第15、議案第86号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についての2件を一括議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 議案第85号及び議案第86号について提案理由を申し上げます。

本案2件は、地方公務員の定年について国家公務員の定年と同様に令和5年度から2年に1歳ずつ段階的に引き上げられることを踏まえ、地方公務員法の一部を改正する法律が令和3年6月に公布され、本町においても、職員の定年等に関する条例等を改正するものであります。

最初に、議案第85号 職員の定年等に関する条例の一部改正についてであります。

定年年齢を現行の60歳から65歳に引き上げる改正であります。議案28ページにありますように、附則に定年に関する経過措置を追加いたしまして、令和5年度から2年ごとに1歳ずつ定年年齢を引き上げ、令和13年度までに定年年齢を65歳まで引き上げるものであります。

これに伴いまして、当該条例に第3章として管理監督職勤務上限年齢制、第4章として定年前再任用短時間勤務制を新たに定めるものであります。

附則におきまして、施行期日のほか、勤務延長、再任用に関する経過措置などを規定するものであります。

次に、議案第86号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてであります。

定年引上げに伴う役職定年制や60歳を超える職員の給与に関する事項、地方公務員法の改正に伴う条項の文言整理を行うものであります。

詳細につきましては、担当課長より補足説明をいたしますので、議決方よろしくお願ひ申し上げます。

1、議長（堀田） 次に、補足説明をさせます。

山岸総務課長。

1、総務課長（山岸） それでは、補足説明を申し上げます。

まず初めに、議案第85号 職員の定年等に関する条例の一部改正について申し上げます。

この改正は、平均寿命の伸長や少子高齢化の進展を踏まえ、豊富な知識、技術、経験等を持つ高齢期の職員に最大限活躍してもらうため、平成30年に人事院が国に行った「意見の申出」により国家公務員の定年が引き上げられたことに伴うもので、本町におきましても、同様な改正を行うものであります。

議案資料の16ページをご覧ください。

1の定年年齢の段階的な引上げですが、先ほど町長から説明がありましたように、令和5年度から2年ごとに1歳ずつ定年年齢を引き上げ、令和13年度までに定年年齢を65歳まで引き上げるものであります。

早見表の左段に生年月日を記載しております。

昭和38年4月2日から昭和39年4月1日までに生まれた職員は、横軸の欄、令和5年に60歳となりますが、令和6年度に定年となり、その下の昭和39年度に生まれた職員は令和8年度に定年となり、以下同様に制度完成まで2年ごとに定年退職が出ることとなります。

次に、議案資料17ページをご覧ください。

2の役職定年制ですが、組織の新陳代謝を確保し、公務の能率的な運営を図るため、管理監督職員として勤務できる上限の年齢を原則60歳としております。これにより、図にあります役職定年のイメージのように、管理職員として勤務していた職員が係長級以下の役職となるものであります。ただし、(2)に記載のとおり、公務の運営に著しい支障が生じる場合は、引き続き管理監督職の職に3年を超えない期限で勤務させることができます。

次に、3の再任用制度、(1)の定年前再任用短時間勤務制ですが、60歳以後の多様な働き方ニーズに対応するため、条例で定める年齢の60歳に達した日以後に退職した職員を、本人の意向を踏まえ短時間勤務の職で再任用することができます。具体例としまして、①では、60歳の年度で退職し、定年前再任用短時間勤務職員へ、②では、役職定年制により64歳まで勤務し、退職した後、定年前再任用短時間勤務職員へ、③では、60歳で退職し、その後1年開けて定年前再任用短時間勤務職員へ移行できるとするものであります。④では、定年前再任用短時間勤務職員となった後は常勤職にはなれないという事例と、⑤では、59歳で退職後1年空けると定年前再任用短時間勤務職にはなれないという事例であります。

(2)の暫定再任用制度ですが、16ページの表にありますように、これまでの再任用制度を暫定再任用制度に改めるものであり、改正前の制度同様に、定年退職した翌年度から65歳に到達する年度末まで勤務することができるというものであります。

次に、18ページの4の給与についてであります。

定年引上げに伴い、61歳となる年度以後の職員の給与水準を当分の間、60歳到達時の給料月額7割水準とするものであります。

(1)の管理監督職の給料月額の場合は、この図で見ますと、60歳の誕生日より管理監督職から非管理監督職等への降任が行われ、さらに60歳到達の翌年度から7割水準の給料月額となるものであります。本来であれば管理監督職から降格した給料38万1,000円の7割支給となりますが、60歳誕生日前の給料月額40万2,000円を基礎とし、7割水準の給料月額を確保するものであります。これにつきましては、運用方法として管理監督職の異動日を、図の両矢印、異動期間内の3月31日まで延ばすことが可能となっております。

(2)の非管理監督職の給料月額は、役職の降格がないため、非管理監督職の給料月額7割水準の給料月額に推移します。

次に、19ページの5、退職手当ですが、広尾町は北海道市町村退職手当組合に加入し、退職手当制度の運用は当該組合が行っておりますので、その概要を説明いたします。

退職手当の算定は、61歳となる年度以後に給料月額7割水準に減額となっても、減額前の給料月額を基礎とし計算するピーク時特例が適用されます。60歳以降の勤務期間を通算して計算されることとなりますが、勤続35年が最高限度支給割合となっております。

例1では60歳到達年度末までの勤務が35年以上の場合、そして例2では35年未満の場合で、それぞれ5年間勤務した場合を載せております。例2の右側の支給額の2にありますように、35年未満の勤続年数の場合、退職時の給料月額に延長となった期間の差し引いた率を乗じた額が加算されることになっております。

続きまして、議案第86号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定については、定年年齢の引上げに伴い、本条例第1条から第11条において関連する条例の改正等を行うものであります。

議案資料は30ページをお願いいたします。

条例名のほうは省略させていただきます。

第1条関係の改正は、地方公務員法改正による条項の文言整理であります。

第2条関係の改正は、役職定年に関する降級について規定しております。

31ページをお願いいたします。

第3条関係は、減じる額について後段に追加規定をしたものであります。

第4条関係は、異動期間を延長された管理監督職を追加しております。

32ページをお願いいたします。

第5条関係は、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、条項の文言整理を行ったものであります。

34ページをお願いいたします。

第6条関係は、異動期間を延長された管理監督職を追加し、条項等の文言整理をしております。

37ページをお願いいたします。

第7条関係、給与条例の改正は、定年前再任用短時間勤務職員に関する事項として、給料月額、役職定年や定年前再任用短時間勤務職員に関する事項として、先ほどから申し上げている7割水準の給料について規定しております。

48ページ、第8条関係は、11月臨時会に提案しました改正条例の未施行部分の改正で、第9条、第10条関係は地方公務員改正に伴う条項の文言整理であります。

議案のほうに戻っていただきまして、55ページをお願いいたします。

第11条は、再任用制度が改正となり廃止するものであります。

以上で、補足説明を終わります。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本案2件に対する質疑の発言を許します。

(「なし」の声あり)

別になければ、以上で質疑を終結します。

お諮りします。議案第85号 職員の定年等に関する条例の一部改正についてと議案第86号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についての2件を一括して討論、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第85号と議案第86号の2件を一括して討論、採決することに決しました。

お諮りします。本案2件は討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案2件は討論を省略します。

これより議案第85号 職員の定年等に関する条例の一部改正についてと議案第86号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についての2件を一括採決します。

お諮りします。本案2件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案2件は原案のとおり可決されました。

◎日程第16 議案第87号

1、議長(堀田) 日程第16、議案第87号 広尾町乳幼児及び児童医療費助成事業に関する条例の一部改正についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長(村瀬) 議案第87号 広尾町乳幼児及び児童医療費助成事業に関する条例の一部改正について提案理由を申し上げます。

本町では、現在中学生までの子どもに係る医療費を助成しておりますが、対象年齢を高校生まで拡大したいとするものであります。

対象となる高校生については、町内在住の高校生及び町内在住の保護者に扶養または監護されている町外の高校に通う高校生、それに加えて、町外に住所を有している広尾高校に通う生徒についても助成の対象とするものであります。

また、文言の整備といたしまして、条例名及び本文中にあります「乳幼児及び児童」という表現を「乳幼児等」とする改正も併せて行うものであります。

別冊であります。議案資料②の1ページから新旧対照表がありますので、ご確認いただければ

と思います。

なお、本改正条例につきましては、令和5年4月1日から施行するものであります。
以上、提案理由とさせていただきます。議決方よろしくお願い申し上げます。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本案に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

別になければ、以上で質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより議案第87号 広尾町乳幼児及び児童医療費助成事業に関する条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第17 議案第88号

1、議長（堀田） 日程第17、議案第88号 広尾町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部改正についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 議案第88号 広尾町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部改正について提案理由を申し上げます。

本案は、現在、広尾町では北海道の基準を拡大して所得制限を撤廃し、医療費の助成を行っておりますが、北海道と同様に所得制限を設けるものであり、管内においても多くの町村が同様の基準を設けているものであります。また、親の通院に係る医療費につきましても広尾町独自で拡大を行っておりますが、これにつきましては引き続き助成を行うものであります。

条例の改正につきましては、議案資料②の4ページから新旧対照表がありますので、ご確認いただければと思います。

なお、本改正条例につきましては、令和5年8月1日から施行するものであります。

以上、提案理由とさせていただきます。議決方よろしくお願い申し上げます。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本案に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

別になければ、以上で質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより議案第88号 広尾町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第18 議案第89号～日程第21 議案第92号

1、議長（堀田） 日程第18、議案第89号 広尾町下水道事業の設置等に関する条例の制定についてから日程第21、議案第92号 広尾町水道事業給水管理条例の一部改正についてまでの4件を一括議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 議案第89号から議案第92号までの条例制定、条例の一部改正につきましては、関連がありますので一括して提案理由を申し上げます。

これらの条例につきましては、平成31年1月に総務省より公営企業会計のさらなる推進についての通知があったことを踏まえ、簡易水道事業と下水道事業において令和5年度から公営企業会計を適用するもので、いずれも令和5年4月1日から施行したいとするものであります。

議案第89号 広尾町下水道事業の設置等に関する条例の制定についてであります。

本案につきましては、公共下水道事業と個別排水処理事業の2つの事業をもって下水道事業とするものでありまして、地方公営企業法の財務規定の適用や排水区域等を定めるものであります。

続きまして、議案第90号であります。広尾町下水道事業の剰余金の処分等に関する条例の制定についてであります。

本案につきましては、地方公営企業法の第32条第2項及び第3項の規定に基づき、剰余金の処分及び欠損の処理について定めるものであります。

この2件の条例制定の詳細につきましては、担当課長より補足説明をいたします。

次に、議案第91号であります。広尾町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例につ

いてであります。

本案につきましては、上水道事業と簡易水道事業の2つの事業をもって水道事業とするものでありまして、簡易水道事業の給水区域等の文言を追加するなど、公営企業会計適用に伴う設置条例の整理を行うものであります。

本改正条例は、今回の条例の一部改正に伴いまして、附則第2項で広尾町簡易水道事業条例は廃止したいとするものであります。

次に、議案第92号であります。広尾町水道事業給水管理条例の一部を改正する条例についてであります。

本案については、簡易水道事業の料金等について文言を追加するなど、公営企業会計適用に伴う給水管理条例の整理を行うものであります。

以上、提案理由とさせていただきます。議決方よろしくお願い申し上げます。

1、議長（堀田） 次に、補足説明をさせます。

寺井建設水道課長。

1、建設水道課長（寺井） それでは、新たに制定する条例について補足説明させていただきます。

議案64ページをお願いいたします。

議案第89号、広尾町下水道事業の設置等に関する条例についてです。

第1条では、公共下水道事業と個別排水処理事業の設置について定めるものであります。

第2条では、本町の経営する下水道事業に地方公営企業法の一部適用について定めるものであります。

第3条では、下水道事業の排水区域、排水人口を4,290人、1日最大処理能力水量を2,578立方メートルと定め、経営の基本について定めるものであります。

次のページをお願いいたします。

第4条では、組織について定めるものであります。

第5条では、重要な資産の取得及び処分について定めるものであります。

第6条では、議会の同意を要する賠償責任の免除について定めるものであります。

第7条では、議会の議決を要する負担付寄附の受領等について定めるものであります。

続きまして、66ページをお願いいたします。

議案第90号、広尾町下水道事業の剰余金の処分等に関する条例についてです。

第1条では、下水道事業の健全な運営に寄与する目的を定めたものであります。

第2条では、利益の処分等について定めたものであります。

次のページをお願いいたします。

第3条では、資本剰余金の処分等について定めたものであります。

第4条では、欠損の処理について定めたものであります。

この2つの条例とも附則で令和5年4月1日から施行するものです。

以上、補足説明を終わります。よろしくお願いいたします。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本案4件に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

別になければ、以上で質疑を終結します。

お諮りします。議案第89号 広尾町下水道事業の設置等に関する条例の制定についてから議案第92号 広尾町水道事業給水管理条例の一部改正についてまでの4件を一括して討論、採決したいと思いましたが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第89号から議案第92号までの4件を一括して討論、採決することに決しました。

お諮りします。本案4件は討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案4件は討論を省略します。

これより議案第89号 広尾町下水道事業の設置等に関する条例の制定についてから議案第92号 広尾町水道事業給水管理条例の一部改正についてまでの4件を一括採決します。

お諮りします。本案4件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案4件は原案のとおり可決されました。

◎散会の宣告

1、議長（堀田） 以上をもちまして本日の日程は全て終了しました。

明日7日は、議事の都合により休会とし、8日は、午前10時から本会議を開きます。

なお、議事日程は当日配付しますので、ご了承願います。

本日は、これにて散会します。

散会 午前11時28分